【資料２】

４（２）川薩保健所・出水保健所の主な取組 について

ア　新興感染症発生・まん延時における医療について

県保健医療計画
新興感染症発生・まん延時における医療について

【川薩保健医療圏】

【現状・課題】医療連携体制　事業別

c　新興感染症発生・まん延時における医療

○　新興感染症の発生に対応するため，発生の探知や迅速・的確な感染拡大防止対策を行う必要があります。

○　新興感染症の予防対策の整備のため，関係機関との連携の強化や県民への正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

○　第二種感染症指定医療機関として，川内市医師会立市民病院が指定されており，指定病床数は４床です。新興感染症発生早期は感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応を行います。

【施策の方向性】事業別

c　新興感染症発生・まん延時における医療

○　新興感染症の発生に対応するため，発生の探知や迅速・的確な感染拡大防止対策を行います。

○　新興感染症に備え，関係機関と連携して迅速・的確な情報収集，相談・検査体制の整備を行うとともに，県民に対し正しい知識の普及啓発に努めます。

○　新興感染症入院患者へ良質かつ適切な医療を提供できるように，第二種感染症指定医療機関及び第一種協定医療機関等との連携を図ります。

【出水保健医療圏】

【現状・課題】医療連携体制　事業別

c　新興感染症発生・まん延時における医療

○　新興感染症の発生に対応するため，発生の探知や迅速・的確な感染拡大防止対策を行う必要があります。

○　新興感染症の予防対策の整備のため，関係機関との連携の強化や県民への正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

○　第二種感染症指定医療機関として出水総合医療センターが指定されており，指定病床数は４床です。新興感染症発生早期は感染症指定医療機関の感染病床を中心に対応を行います。

【施策の方向性】事業別

c　新興感染症発生・まん延時における医療

○　新興感染症の発生に対応するため，発生の探知や迅速・的確な感染拡大防止対策を行います。

○　新興感染症の予防対策の整備のため，関係機関との連携の強化や県民への正しい知識の普及啓発に努めます。

○　新興感染症入院患者や外来患者等への適切な医療を提供できるように，第二種感染症指定医療機関及び第一・二種協定指定医療機関等との連携を図ります。

出典：県　保健医療計画（令和6年3月）第11章圏域編　第2節
各圏域の人口構造の変化の見通し及び医療連携体制（川薩：p422～　出水：p430～）

更新日：2024年12月26日

感染症法に係る医療措置協定について（申請フォームはこちら）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ，国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため，感染症法が改正されました。

この改正感染症法（令和6年4月施行）において，県と医療機関等（病院・診療所，薬局，訪問看護事業所）の間で「医療措置協定」を締結することが法定化されました。

詳細については，以下のバナーのリンク先を参照ください。

病院・診療所

薬局

訪問看護事業所

医療措置協定協議受付フォーム

医療措置協定の協議にあたっては，原則として「電子申請システム」を使用します。以下のバナーからアクセスしてください。（登録が必要です。）

病院・診療所

薬局

訪問看護事業所

インターネット環境の関係等で電子申請システムを使用できない場合は，別途対応しますので，問い合わせ先まで連絡してください。

医療措置協定締結時期

令和6年9月末まで（原則）

10月以降も随時受付を行います。

協定の有効期間

3年間（更新しない旨の申し出がない場合は同一条件で更新）

医療措置協定締結の流れ

1. 受付フォームから，医療機関が協定内容を入力
2. 県が内容を確認し，必要に応じて協議・修正の上，協定書を策定（協定締結）
3. 県より指定書（第一種協定指定医療機関，第二種協定指定医療機関）及び協定書を医療機関あてに送付
4. 協定締結内容を県ホームページで公表

協定締結日・指定日について

協定締結日・指定日について，**各月10日まで**に申請があったときは，翌月の1日までに指定します。ただし，協議が長引いてやむを得ない場合は，翌々月の1日になることがあります。

協定内容に変更が生じる際の手続きについて

協定内容に変更が生じる場合には，事前に感染症対策調整係までご連絡の上，以下の資料を電子メールにて提出してください。

・ 第4号様式（WORD：13KB）
・ 第4号様式（記載例）（PDF：55KB）

・協定書案及び指定書案
（感染症対策調整係に御連絡いただいた後に，Wordのデータをメールにて送付します。修正箇所が分かるように朱書き修正の上，提出してください。）

原則毎月10日までに資料を提出いただいた場合には，月末までに変更の手続きを行います。

医療措置協定締結医療機関一覧（令和6年12月24日時点）

都道府県知事は，医療措置協定を締結したときは，インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。

医療措置協定締結医療機関一覧（病院・診療所）（PDF：189KB）

医療措置協定締結医療機関一覧（病院・診療所）（EXCEL：56KB）

医療措置協定締結医療機関一覧（薬局）（PDF：158KB）

医療措置協定締結医療機関一覧（薬局）（EXCEL：48KB）

医療措置協定締結医療機関一覧（訪問看護事業所）（PDF：94KB）

医療措置協定締結医療機関一覧（訪問看護事業所）（EXCEL：18KB）

医療措置協定締結医療機関等一覧（病院・診療所）　R7.1.31時点

医療機関名 （赤字は今回追加分）	市町村	医療圏	協定の内容				
			第1種	第2種		後方支援	人材派遣
			病床の確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供		
医療法人松翠会　森園病院	薩摩川内市	川薩		○	○	○	
医療法人同潤会　永井病院	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人恵愛会上村病院	薩摩川内市	川薩		○	○	○	
社会福祉法人恩賜財団　済生会川内病院	薩摩川内市	川薩	○	○		○	○
医療法人敬安会　伊達病院	薩摩川内市	川薩		○		○	
医療法人　山下医院	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人　森田内科医院	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人興隆会　有村医院	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人オーアールエル　山本耳鼻咽喉科	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人博郁会　川内こどもクリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
公益社団法人川内市医師会立市民病院	薩摩川内市	川薩	○	○			
医療法人大誠会　若松記念病院	薩摩川内市	川薩		○	○	○	
医療法人聖壽会　田島産婦人科	薩摩川内市	川薩	○	○	○		
医療法人渓州会浜田医院	薩摩川内市	川薩		○			
せんだい耳鼻咽喉科	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人祥隆会　手塚医院	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人一廣会　福山内科	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人厚徳会　日高内科・内視鏡クリニック	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人恵泉会　上小鶴外科胃腸科	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人　大海クリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人わかば会　わかばクリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
入来温泉クリニック	薩摩川内市	川薩		○			
おおしろ耳鼻咽喉科	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人社団博兎会　宮崎小児科	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人　川内脳神経外科	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人山寿会　おやまクリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人杏政会　高江記念病院	薩摩川内市	川薩		○		○	
上村内科・神経内科	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人　太雄会　かみむら耳鼻咽喉科	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人虹　虹クリニック	薩摩川内市	川薩		○			
愛宕山診療所	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人英友会　あおぞら内科クリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
川内まきのせ泌尿器・腎クリニック	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人　弘仁会　久留医院	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人大海クリニック　大海宮崎クリニック	薩摩川内市	川薩		○			
医療法人育生会　坂口医院	薩摩川内市	川薩		○	○		
松尾医院	薩摩川内市	川薩		○	○		
社会医療法人　卓翔会　卓翔会記念病院	薩摩川内市	川薩		○	○	○	
社会医療法人　卓翔会　市比野記念クリニック	薩摩川内市	川薩		○	○		
医療法人クオラ　クオラリハビリテーション病院	さつま町	川薩		○	○	○	○
公益社団法人　薩摩郡医師会　薩摩郡医師会病院	さつま町	川薩	○	○	○		
医療法人　林田内科	さつま町	川薩		○			
医療法人和翔会　小緑内科	さつま町	川薩		○			
医療法人　海江田医院	さつま町	川薩		○		○	

医療機関名 （赤字は今回追加分）	市町村	医療圏	協定の内容				
			第1種	第2種		後方支援	人材派遣
			病床の確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供		
医療法人トウスイ会　稲津内科病院	さつま町	川薩		○	○	○	
医療法人天眞会　すずき耳鼻咽喉科	さつま町	川薩		○	○		
医療法人芳志会　てらだ内科クリニック	さつま町	川薩		○			
医療法人恒仁会さつまクリニック	さつま町	川薩		○	○		
医療法人立翔会　立志クリニック	さつま町	川薩		○	○		
医療法人隆英会　ますざき医院	さつま町	川薩		○	○		
医療法人　相良医院	さつま町	川薩		○			
社会医療法人昴和会　内山病院	阿久根市	出水		○	○		
出水郡医師会広域医療センター	阿久根市	出水	○	○			
医療法人熊杏会　林胃腸科外科	阿久根市	出水		○			
医療法人互舎会　脇本病院	阿久根市	出水		○			
医療法人圭陽会北国医院	阿久根市	出水		○	○		
鶴見医院	阿久根市	出水		○	○		
医療法人黒木会　黒木医院	阿久根市	出水		○	○		
出水総合医療センター	出水市	出水	○				
医療法人　吉祥会　吉井整形外科内科中央病院	出水市	出水		○		○	
医療法人三徳会　東医院	出水市	出水		○			
医療法人孝徳会楠元内科医院	出水市	出水		○			
医療法人英風会クリニック．なかむら	出水市	出水		○	○	○	
医療法人吉田会　吉田耳鼻咽喉科医院	出水市	出水		○			
医療法人二宮医院　にのみやこどもクリニック	出水市	出水		○			
医療法人幸仁会　キッズクリニック	出水市	出水		○			
医療法人　お茶の水北洲会　三慶医院	出水市	出水		○	○		
医療法人恒心　恒吉医院	出水市	出水		○			
医療法人　大生会　せき耳鼻咽喉科クリニック	出水市	出水		○			
医療法人U・ME　おかだクリニック	出水市	出水		○	○		
医療法人透仁会　よしだ泌尿器科クリニック	出水市	出水		○			
出水総合医療センター高尾野診療所	出水市	出水		○			
医療法人　三省会　こどもクリニック永松	出水市	出水		○	○		

医療措置協定締結医療機関等一覧（薬局）　R7.1.31時点

薬局名 （赤字は今回追加分）	市町村	医療圏	協定の内容
有限会社　かんだ調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社ケーアイ調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社白十字総合薬局　白十字薬局	薩摩川内市	川薩	○
そうごう薬局御陵下店	薩摩川内市	川薩	○
しらゆり調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社イーストリバー　めぐみ薬局	薩摩川内市	川薩	○
aoi株式会社　あおい薬局	薩摩川内市	川薩	○
大小路ふれあい薬局	薩摩川内市	川薩	○
さと薬局	薩摩川内市	川薩	○
さつき薬局	薩摩川内市	川薩	○
ヘルシー薬局　川内店	薩摩川内市	川薩	○
福田薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社本町薬局ドレミ薬局入来店	薩摩川内市	川薩	○
有限会社　MEDICAL　SEED　アジア薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社　こころ調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
サンライズ薬局	薩摩川内市	川薩	○
aoi株式会社　クアルタあおい薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社センヤクあさがお薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社優桜薬品オーロラ薬局	薩摩川内市	川薩	○
なごみ薬局	薩摩川内市	川薩	○
総合メディカル株式会社　そうごう薬局薩摩川内店	薩摩川内市	川薩	○
有限会社ケーアイ調剤薬局五代店	薩摩川内市	川薩	○
みやび薬局隈之城店	薩摩川内市	川薩	○
株式会社　アップルファーマ　くれよん調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社ひかり調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
水引薬局	薩摩川内市	川薩	○
スマイル薬局川内駅前店	薩摩川内市	川薩	○
川内調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社ゆかりファーマシー　きずな薬局平佐店	薩摩川内市	川薩	○
株式会社サティスファーマ　大王マリンバ薬局	薩摩川内市	川薩	○
くじゃく薬局	薩摩川内市	川薩	○
大信薬局　上川内店	薩摩川内市	川薩	○
株式会社かいもとぐみ　わか鮎薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社　和光メディカル　あさひ調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社One flower いむた薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社サランあおは薬局	薩摩川内市	川薩	○

薬局名 （赤字は今回追加分）	市町村	医療圏	協定の内容
株式会社サティスファーマ　天辰マリンバ薬局	薩摩川内市	川薩	○
株式会社サティスファーマ　市比野マリンバ薬局	薩摩川内市	川薩	○
I&H上こしき薬局	薩摩川内市	川薩	○
I＆H株式会社　I＆H下こしき薬局	薩摩川内市	川薩	○
みなと薬局	薩摩川内市	川薩	○
すず調剤薬局	薩摩川内市	川薩	○
有限会社フタヤファーマシー　フタヤ薬局　湯田店	さつま町	川薩	○
有限会社薬翔やまだ薬局	さつま町	川薩	○
ヘルシー薬局　宮之城店	さつま町	川薩	○
うさぎ薬局	さつま町	川薩	○
株式会社さし薬局	さつま町	川薩	○
株式会社青空薬局　ひなた薬局	さつま町	川薩	○
大同メディカル株式会社ふなき薬局	さつま町	川薩	○
株式会社別府産業タバタ薬局宮之城店	さつま町	川薩	○
株式会社サラン　かぐや姫薬局	さつま町	川薩	○
株式会社青空薬局　青空薬局	さつま町	川薩	○
株式会社　九州メディファ　脇本調剤薬局	阿久根市	出水	○
東山産業株式会社　高松薬局	阿久根市	出水	○
出水郡薬剤師会会営薬局阿久根店	阿久根市	出水	○
株式会社スマイルメディカル本町薬局	阿久根市	出水	○
よつば薬局	阿久根市	出水	○
市民調剤薬局	阿久根市	出水	○
地域のそよかぜ薬局Ａ	阿久根市	出水	○
かりん薬局	出水市	出水	○
有限会社あすなろ企画かしま薬局	出水市	出水	○
有限会社アートマリン薬局	出水市	出水	○
ひまわり薬局	出水市	出水	○
そうごう薬局出水店	出水市	出水	○
出水郡薬剤師会　会営薬局	出水市	出水	○
有限会社あすか薬局	出水市	出水	○
クレイン調剤薬局	出水市	出水	○
有限会社サンメディファ　宮前調剤薬局	出水市	出水	○
有限会社フタヤファーマシー　フタヤ薬局　出水店	出水市	出水	○
出水郡薬剤師会高尾野会営薬局	出水市	出水	○
有限会社ニノカタ　ふれあい薬局	出水市	出水	○
マリン薬局米ノ津店	出水市	出水	○
さくらんぼ薬局	出水市	出水	○

薬局名 （赤字は今回追加分）	市町村	医療圏	協定の内容
エンジェル薬局	出水市	出水	○
野田調剤薬局	出水市	出水	○
クレインファーマ株式会社クレモア薬局	出水市	出水	○
有限会社　インサイド・ヴィレッジ　ハート薬局	出水市	出水	○
タカラ調剤薬局	出水市	出水	○
株式会社スリーピースコーポレーションスマイル薬局	出水市	出水	○
有限会社エイエムメディカル　オレンジ薬局出水店	出水市	出水	○
五万石薬局	出水市	出水	○
株式会社ミルキーファーマシー　しもずる薬局	出水市	出水	○
株式会社ツール・ド・メディケーションスマイル薬局出水店	出水市	出水	○
株式会社中村五郎薬局	出水市	出水	○
株式会社サティスファーマ　出水マリンバ薬局	出水市	出水	○
合同会社NAHA　こがね薬局	出水市	出水	○
合同会社NAHA　第二緑調剤薬局	出水市	出水	○
株式会社HTS　さすえ薬局	長島町	出水	○
有限会社サンメディファ　長島調剤薬局	長島町	出水	○

医療措置協定締結医療機関等一覧（訪問看護事業所）

R7.1.31時点

訪問看護事業所名	市町村	医療圏	協定の内容
医療法人大誠会　訪問看護ステーション　コスモス	薩摩川内市	川薩	○
社会医療法人卓翔会　訪問看護ステーションこんにちわ	薩摩川内市	川薩	○
合同会社BigSmile　びっぐすまいる訪問看護ステーション	薩摩川内市	川薩	○
訪問看護ステーションあすなろ	薩摩川内市	川薩	○
レストケア出水訪問ナースセンター	出水市	出水	○
医療法人お茶の水北洲会　三慶医院・訪問看護ステーション	出水市	出水	○
訪問看護ステーション　コミュニティケアいずみ	出水市	出水	○
株式会社ライフコンタクト　在宅看護センターNicolor（ニコラ）	出水市	出水	○
訪問看護ステーション紬	出水市	出水	○
訪問看護ステーション達者の家	長島町	出水	○

イ　災害医療体制について

災害医療体制について

１　事業の目的

災害時における医療体制の充実・強化として，迅速な医療提供や健康管理，避難所の衛生管理等の保健活動が実施できるよう，県地域防災計画に基づく対応を進める必要がある。

また，川内原子力発電所の緊急時に備えて，国の原子力災害対策指針等を踏まえ，関係団体及び職員の迅速かつ的確な医療活動の習熟を図る。

２　事業の概要

（１）　災害医療体制等

〇災害拠点病院：済生会川内病院，出水総合医療センター（北薩圏域）

・災害時において地域の医療機関を支援。DMAT*1設置。

〇原子力災害拠点病院：鹿児島大学病院，済生会川内病院

・原子力災害時に汚染傷病者等の受入。原子力災害医療派遣チームの派遣。

〇情報システムによる情報収集・共有

・EMIS（広域災害救急医療情報システム）北薩圏域：69 医療機関登録
災害時に都道府県を越えて医療機関の稼働状況などを共有し，被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる情報を集約提供する。

・保健所現状報告システム（通称：くものいと）保健所の状況を共有。

〇難病患者や小児慢性特定疾病児等の要支援者等支援体制

電話にて安否確認等実施。市町村と連携し情報共有を図りながら支援。

（２）　令和６年度の災害警戒体制

〇令和６年８月８日に発生した日向灘を震源とする地震

・EMIS で医療機関の被害状況を把握。入力のない医療機関については電話確認や代行入力実施。同日「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたため，８月 15 日の終了まで EMIS での監視継続。

・「くものいと」に入力し保健所の状況を共有。

・アクションカード（大規模災害発生時災害対応業務初動マニュアル）を使用し，第２庁舎及び出水庁舎外部の被災状況確認と庁舎内部の安全確認実施。

・在宅の要支援者に対して安否確認実施。

〇令和６年８月 28 日に台風 10 号の接近

・川薩及び出水保健所にて災害待機を行い，EMIS 登録医療機関の状況を把握

・在宅の要支援者に対して，停電に備えての注意喚起実施。

〇令和７年１月 13 日に南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

・EMIS が警戒モードとならなかったため，「くものいと」のみ入力し情報共有を図った。

・アクションカードを使用し，第２庁舎及び出水庁舎被災状況等確認。

・在宅の要支援者に対して安否確認実施。

（３）　災害の備え

〇研修

・DHEAT*2 のマネジメントや活動チーム等関係機関との調整を行う国主催の統括 DHEAT*3 研修を当部から１名受講（県内第１号）

・国主催の DHEAT 研修受講し，県の DHEAT 派遣者として登録。
（登録者数：川薩保健所７名，出水保健所４名）

・九州ブロック DHEAT 訓練を当部から１名受講（R７年度は本県が開催担当県）

・部内研修等で広域災害救急医療情報システム（EMIS）等研修実施。

・管内行政栄養士連絡会を開催し，母子，高齢者，療養者向けのポスター，チラシを作成，配布。

・北薩地域給食施設連絡協議会と協働し，給食施設における災害時の食支援について研修を実施

〇マニュアル見直し

・大規模災害発生時災害対応業務初動マニュアルの見直し済み
例：被災状況を記述式でなく選択式へ変更
理解しやすいようにイメージ図等を追加

・北薩地域振興局保健福祉環境部健康危機管理マニュアル見直し中

・自然災害等発生時の保健福祉環境部の対応見直し中

・要支援者名簿の随時更新

〇生命維持のため人工呼吸器等を使用する在宅患者の停電時における対応

・充電カード提示による停電が及んでいない行政庁舎等での充電の仕組みを一例とし，地域の実情に応じた具体的な施策を検討するよう市町村へ依頼

〇その他

・医療立ち入り検査時に医療機関へ助言指導実施

・災害警戒時の EMIS 入力，備蓄食糧の確保等

・公用車の燃料が半分になる前に給油

３　課題及び今後の取組等

・複合災害を想定したマニュアルの見直しを進めている。

*1 DMAT ：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた災害派遣医療チーム

*2 DHEAT：災害時に公衆衛生活動に対する支援等を行う災害時健康危機管理支援チーム

*3 統括 DHEAT：都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で，専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの（公衆衛生医師等）をいう（兼務可）。災害時の統括 DHEAT は，被災都道府県の統括 DHEAT が任務に当たる。

広域災害救急医療情報システム（EMIS）

Emergency Medical Information System

システム概要

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

・各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集
・医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送などの医療体制の確保
・東西2センターによる信頼性の高いネットワーク構成
・平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割

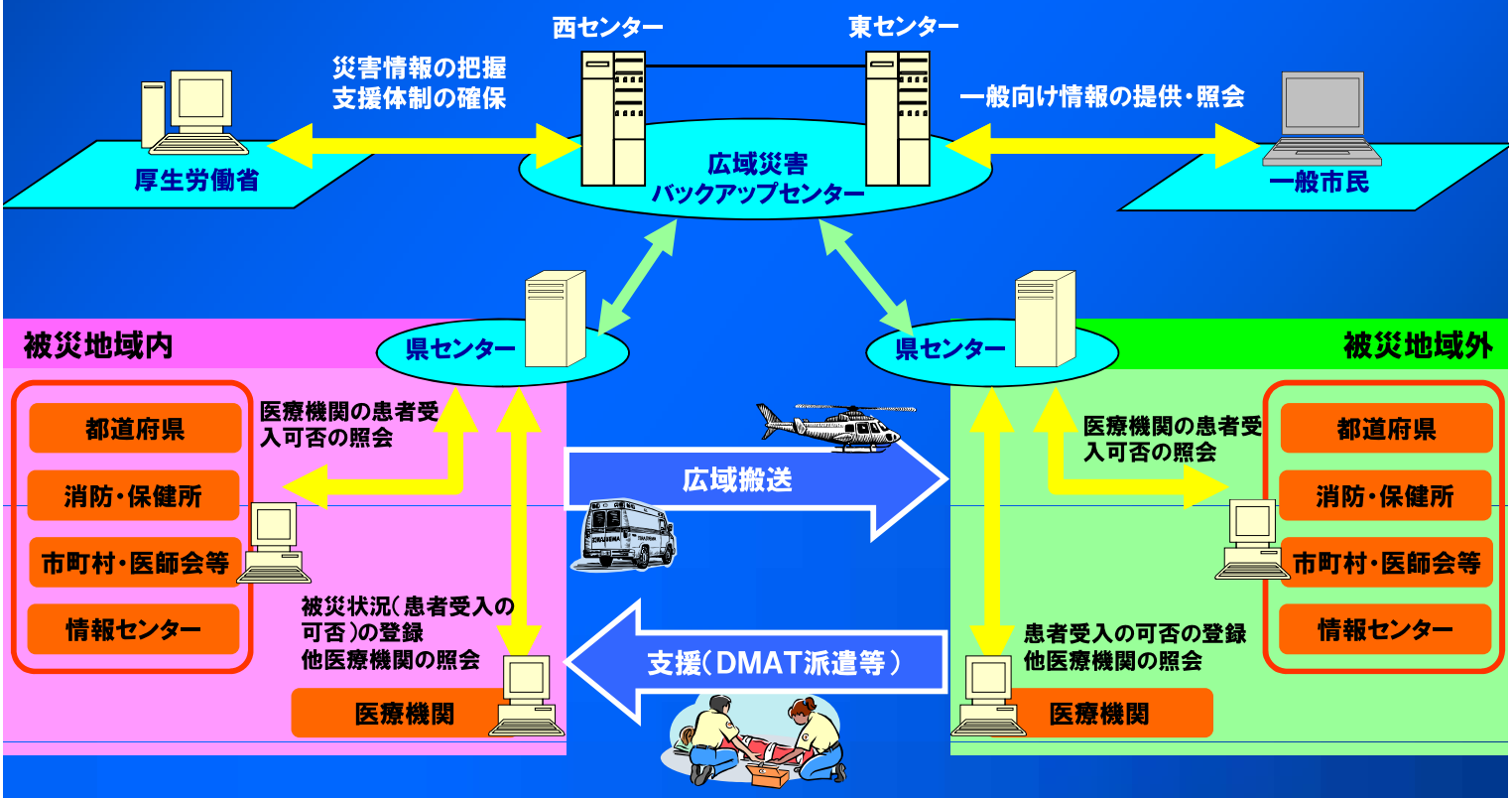

●災害時に最新の医療資源情報を関係機関（都道府県、医療機関、消防等）へ提供
●超急性期の診療情報（緊急情報）を即時に集約、提供
●急性期以降の患者受入情報（詳細情報）等を随時集約、提供
●DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

http://www.wds.emis.go.jp

■緊急時入力項目

入力

緊急時入力（発災直後情報）		
入院病棟の危険状況		
倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
火災	有	無
浸水	有	無
ライフライン・サプライ状況 代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資器材の不足	不足	充足
患者受診状況		
多数患者の受診	有	無
職員状況		
職員の不足	不足	充足
その他支援が必要な状況		
その他		

＊川薩保健所作成

大規模災害発生時
災害対応業務初動マニュアル
（抜粋）

令和３年７月

（令和４年１２月改訂）

（令和５年１１月改訂）

（令和６年８月改訂）

参集した職員へ

○　災害発生時には、まず自らと家族、身の回りの安全確保が最優先です。

○　安全確認後，保健所に集合した職員で災害対応業務を開始する準備を行います。

○　そのためには、まず保健所が安全に使用できるかを確認する必要があります。

○　では早速，参集した職員の中から本部長を１人決定し，次のページにある

アクションカード**「本部長の役割」**をもとにして活動を開始してください。

○　活動を開始しましょう。

順を追って落ち着いて進めましょう。

臨機応変な対応が必要になることを念頭に入れておいて下さい。

◆本部長アクションカード（このカードをもとに順次業務を進めてください）

本部長の役割（表面）

複数名集合したら，参集した職員の中から，施設の外部・内部の状況を確認する担当を決め，施設を使用するために建物や設備の安全性及び使用可能な機能等を確認し，業務ができる環境であるかを確認します。
確認後はアクションカードを使用し役割分担し，組織の立ち上げを行います。

□１－１　本部長は，職員の中から「施設外部」を確認する担当を決め**アクションカード①「施設外部の被災状況の確認」，図面等**を渡し，活動を指示し報告を受けます。
（原則２人１組で施設外部の被災状況の確認を開始してください。）
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□１－２　本部長は、「施設外部」の被災状況の報告を受けて，建物が余震等にも耐えられる状況か安全を判断します。（※現況が把握できない場合は、自ら現場を確認し判断して下さい。）
（１）安全と判断した場合は、建屋内に立入り内部の確認に進みます。（⇒項目 2-1 へ）
（２）使用できないと判断した場合は、下記を掲示し、○○に向かいます。
※別紙案内**「この施設は使用できません。職員は○○に向かってください」**を見やすいところに張って下さい。

□２－１　本部長は、「施設内部」の状況を確認する担当をきめ、**アクションカード②「保健所内部の安全確認」，図面等**を渡し、活動を指示し報告を受けます。
（原則２人１組で施設内部の被災状況の確認を開始してください。）
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□２－２　本部長は、「施設内部」の状況の報告を受け、内部で安全に業務ができるか判断します。（※現況が把握できない場合は、自ら現場を確認し判断します。）
（１）使用可能な場合は，内部で業務を行います。（本部立ち上げ開始。⇒項目３へ）
（２）使用不可な場合は，別紙案内**「この施設は使用できません。職員は○○に向かってください」**を掲示し，安全が確保できる範囲で必要と考えられる資機材を搬出し○○に向かいます。

□３　本部長は，全員を庁舎内に入れ、**アクションカード③「通信機器・業務パソコン等の使用確認」**を担当者に渡し報告を受けます。
配布した相手：　　報告を受ければチェック：□
※停電している場合は、**アクションカード③－１（停電時）「自家発電装置の確認」**を追加で渡し，活動を指示し報告を受けます。
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

本部長の役割（裏面）

□４　施設内部と外部の状況の確認が終了したので、「鹿児島県災害対策本部北薩支部健康福祉班」を立ち上げます。
参集者の中で再度本部長を決め（そのままでもよい）副本部長１名，連絡係（複数名），クロノロ係（＝経時記録係）（複数名）を決定します。
（１）本部設営は，連絡係とクロノロ係が**アクションカード④**を用いて行います。
（２）組織図の作成は、本部長が**アクションカード④-１**組織図を用いて行います。
本部長は，庶務リーダーと連絡係リーダーを指名し，他の職員を庶務係，連絡係に分け，組織図の各空欄には、職員の名前を記入した付箋を張り付けていきます。
クロノロ係へホワイトボード，マーカー等の準備をするように指示します。
連絡係へ地図，連絡先一覧など必要物品の準備を指示します。

□５　本部長は，連絡係から職員の被災状況を確認する責任者を決め，**アクションカード⑤「保健福祉環境部職員の被災状況の確認」，別紙等**を渡すと共に来所者の安否確認を指示し，確認後に報告を受けます。
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□６　本部長は，責任者を決め、**アクションカード⑥-1「関係機関への保健所組織立ち上げ連絡および本庁への保健所被災状況の報告」**を渡し連絡を指示し報告を受けます。
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□７　本部長は，責任者を決め**アクションカード⑥-2「管内被災状況の確認」を渡し報告を受けます。**
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□８　本部長は，管内病院の被災状況を確認する責任者を決め，**アクションカード⑦「管内病院の被災状況の確認」，病院一覧等**を渡して具体的な活動を指示し報告を受けます。
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□９．本部長は、管内病院等からＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）への代行入力依頼があった場合は、**アクションカード⑧「ＥＭＩＳ代行入力」**を渡して具体的な活動を指示し、報告を受けます。
配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

□10．本部長は、保健所で把握している個別支援に関する情報収集について、**アクションカード⑨**を渡して医療ニーズの高い患者への具体的な活動を指示し、報告を受けます。
●本項目は，人道的支援の立場から早期に対応できるように体制を整えるようにする。

配布した相手：　　配付日時：　　報告を受ければチェック：□

◆アクションカード①

①

「施設外部」の被災状況の確認（表面）

あなたは，施設外部確認の担当になりました。
建物の被災状況を点検し倒壊の危険性等がないかを確認します。
確認した結果を裏面にまとめ，本部長に報告して下さい。
【必要物品：ヘルメット・軍手・懐中電灯・図面等（コンテナ内）】

□1　安全第一の徹底
（1）敷地内に入る前に，目視で火災や敷地周辺の状況を確認し，安全かどうかの確認を行い，安全と判断した場合に敷地内に入ります。
（2）敷地内に入った後，原則二人一組で行動し，○○に置いてあるヘルメット（コンテナ内）を着用し，必要に応じて軍手の使用や懐中電灯等を携帯します。
（3）破損状況がひどく安全性に問題がある場合は，構造物に近づかず活動を中止します。

□2　各施設を敷地内から確認します。
（1）保健所建屋外部（東・西・南・北の各面）やガスボンベ，倉庫，駐車場などの外観を確認します。
各位置は，付属の図面を参考にしてください。

□3　取りまとめと報告
裏面の確認表を完成させ，総合評価を判断し職員が庁舎内に入れる状態であるか確認し本部長に報告します。
判断できない場合は，本部長にその理由を報告し指示を仰いでください。

報告者氏名：　　報告日時：

◆アクションカード　①　施設外部の被災状況の確認（裏面）

施設外部の被災状況　確認表　（記入者）　　（記入日時）

1　保健所の被害状況　被害の有無を点検し被害がある場合は状況（場所・内容）を記入。

点検項目	点検の内容	北面	東面	南面	西面
1 周囲の影響	（電柱・柵等の）倒壊等の有無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
2 地 盤	破壊・亀裂・沈下等の有無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
3 建物の傾き	傾き・上部階とのずれ等の有無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
4 外 壁	鉄筋露出・表面剥離・ひび割れ	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
5 窓	ガラスや枠等の破損等の有無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
6 落下物	窓ガラス・看板等落下物の有無	□有 □無	□有 □無	□有 □無	□有 □無
7 ガス確認 ガス確認説明参照	ガスメータの機動状況の確認 メーターの機動状況に関わらず　ガス栓を閉める！	・ガスメータのチェック 動いていない □　動いている □ 写真①　ガスメータト段液晶表示にエラーメッセージがあれば右記に転記。（　　） ガスメータトにある手前ハンドル１箇所を下から横にセット。 ・ガス栓を２カ所で閉める。　□ 写真②：プロパン庫を開け，ガスボンベ２本の支栓を閉める。 写真③：次に２本あるボンベの主栓を閉める。 ・栓を閉めたのち，ガスメータの停止を確認　：□			
8 水素・窒素ガスボンベ確認	水素・窒素ガスボンベが停止しているか確認します。				
9 総合評価	内部への立入　□可能　□不可能　□判断不能 ●正面玄関から入る　□可能　□不可能 ●裏口の施錠を解除して入る　□可能　□不可能				

点検項目	点検の内容	被害の有無	被害の内容	特記事項	総合評価
機械・倉庫棟	倒壊や周囲構造の影響の有無（電柱・柵等）	被害あり　□ 被害なし　□			使用可　□ 使用不可□
駐車場（庁舎表側）	地盤の亀裂・沈下等や周囲構造の影響の有無（電柱・柵等）	被害あり　□ 被害なし　□			使用可　□ 使用不可□
駐車場（庁舎裏側）		被害あり　□ 被害なし　□			使用可　□ 使用不可□

2　周辺施設の被害状況　被害の有無を点検し被害がある場合は状況（場所・内容）を記入。

◆アクションカード④

④

鹿児島県災害対策本部北薩支部
保健福祉環境対策班　本部設営

あなたは，県災害対策本部北薩支部保健福祉環境対策班の本部設営担当になりました。
必要物品を準備し，会議室に対策本部を設営しましょう。
〈必要物品：テーブル・椅子・ホワイトボード・ホワイトボード用マーカー・模造紙など筆記用具，付箋，地図，職員名簿　など〉

□必要物品を集め，写真のように会議室に本部を設営する。
経時的に情報を書きとめていく。
これまでに把握した損壊状況などについて，災害対策本部及び保健医療福祉課に報告。
損壊状況が深刻な場合は，災害対策本部の指示により代替施設へ移動。

クロノロ記載例

日時	発信元	発信先	内容
12月21日15時	保健福祉環境対策班	**本庁保健医療福祉課**	災対北薩支部保健福祉環境対策班立ち上げ報告

※1　クロノロ：クロノロジー（chronology）のこと。時系列に情報を書き出しておき，情報の共有をするツールのこと。

◆アクションカード⑤

⑤

保健福祉環境部職員の被災状況の確認

あなたは，保健福祉環境部全職員の被災状況を各人に電話等で確認し，アクションカード⑥（職員被災状況確認表）を作成する担当になりました。
このカードを受け取ったら，下記に従って全職員の状況を確認してください。
（必要物品：職員連絡先一覧表・筆記用具等）

□1．保健福祉環境部全職員の被災状況（本人の安否，登庁の可否，現状の居場所を聞く）を別紙の「**連絡網**」や「**連絡先一覧**」を用い電話等で確認し，アクションカード⑥「職員被災状況確認表」を完成させ本部長に報告する。
※LINE WORKS が使用できる場合は LINE WORKS で各課の課長へ連絡し，課ごとに安否確認を実施のうえ，結果を報告してもらう。

□2．職員の安否情報は，必要であればアクションカード⑥-1 で組織立ち上げ連絡を本庁主管課（＝保健医療福祉課），災害対策本部北薩支部（＝総務企画課）に報告する際に合わせて報告する。

□3　登庁途上に収集した情報は，「総務企画班」に伝える。

報告者氏名：　　報告日時：

Ⅰ 住民向けの啓発用媒体（ポスター・リーフレット）作成（川薩保健所管内行政栄養士連絡会[1]）

(1) 幼児のいるご家庭へ 編

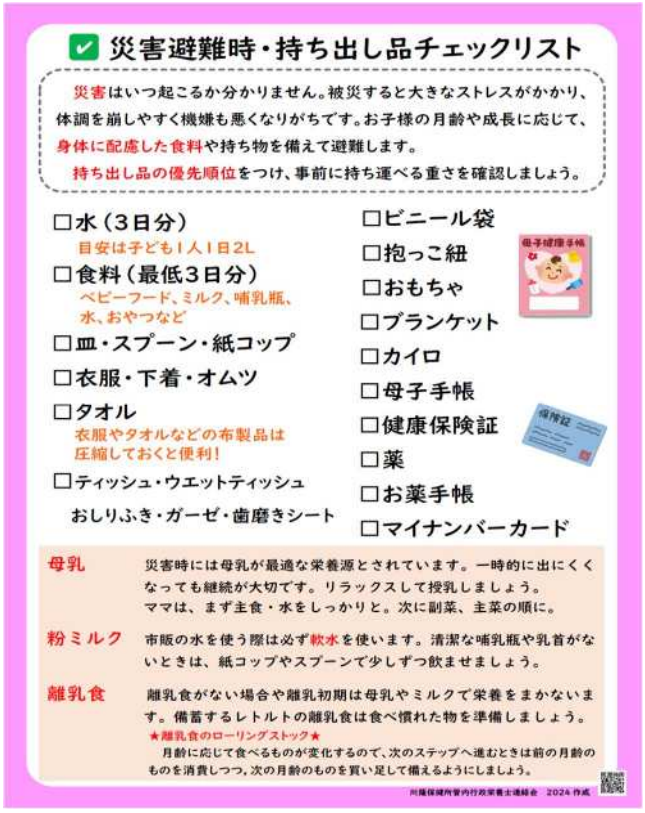

(2) 高齢者の備え 編

---

[1] 川薩保健所と北薩３市２町（阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町）の行政栄養士で構成

(3) 持病がある方の備え 編

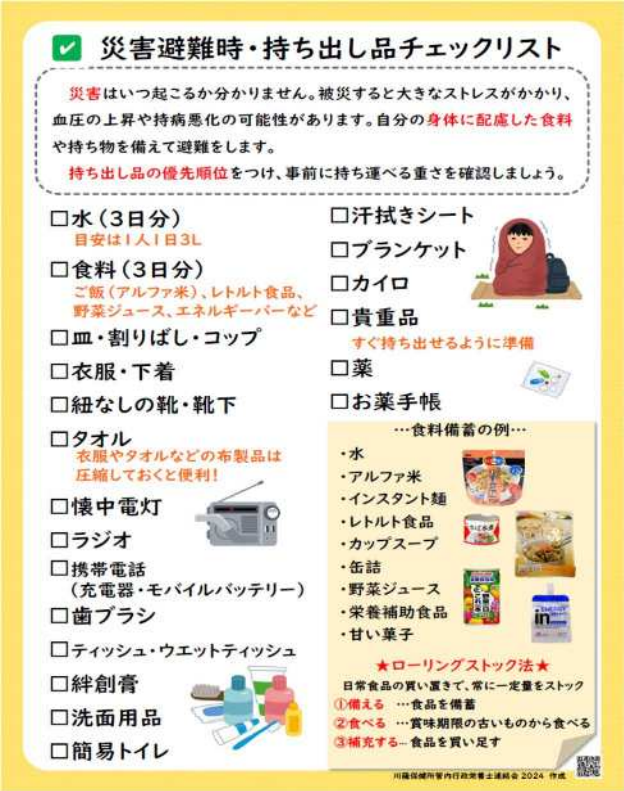

北薩地域振興局ホームページに掲載，どなたでもダウンロードいただけます。
https://www.pref.kagoshima.jp/am03/kenzou/2024eiyou.html

2 北薩地域集団給食施設連絡協議会との協働

(1)「福祉施設・病院等における給食BCP導入の手引き」を配付(136施設)

(2) 研修会

・全体研修 :「給食施設の災害対策」お茶の水女子大学 須藤紀子 教授(96 施設 107 人参加)

・部会別研修:給食 BCP や災害時の食支援について部会別に実施(延 68 施設 74 人参加)

3 医療法立入検査における助言指導

「病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて(平成 25 年 9 月 4 日付け医政指発 0904 第 2 号)」に基づき，食料飲料水の備蓄等に関する助言指導を行っています。

内容:入院患者用の備蓄，職員用の備蓄，災害時用献立の確保，災害時の食事提供訓練の実施

ウ　健康かごしま21について

健康かごしま２１の推進

１　「健康かごしま 21（令和６年度～令和 17 年度）」（健康増進法第８条に基づく県健康増進計画）

県では，「健康かごしま 21（平成 25 年度～令和５年度）」が令和５年度で終期を迎えたことから計画の達成状況等を踏まえるとともに国の基本方針を勘案し，令和６年度からの 12 年間を期間とする「健康かごしま 21（令和６年度～令和 17 年度）」を策定しました。

今期計画では，「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指し「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」，「生活の質の向上」を目標に，生活習慣の改善を図る「個人の行動と健康状態の改善」，自然に健康になれる環境づくりなど「社会環境の質の向上」に加え，新たに，胎児期から高齢期に至る生涯を経時的に捉える「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」に取り組みます。

２　地域の健康課題

悪性新生物や心疾患などの死亡率が県全体と比べて高い傾向です。

３　健康かごしま２１事業の目的

生活習慣病の発症・重症化を予防し県民の健康寿命の延伸を図るため，関係団体や産業界と連携し，健康づくりを支援する社会環境整備を推進します。

４　事業の概要

(1) 健康かごしま２１北薩地域推進協議会の開催（８月２２日）

北薩地域の基本的な方向・施策，モニタリング指標が承認され，各委員の所属機関・団体での活用を申し合わせました。

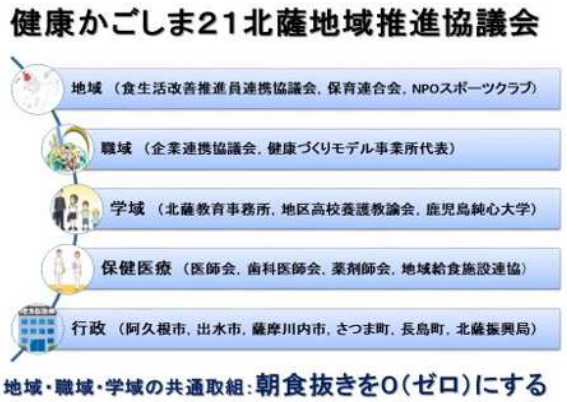

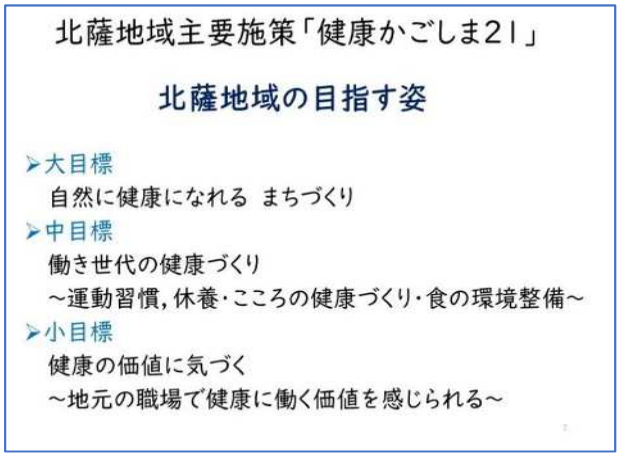

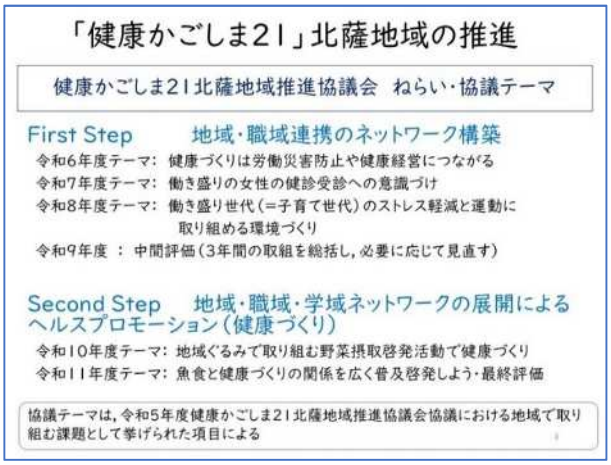

(2) 健康かごしま２１北薩地域推進協議会・連絡会（新）の開催（９月 25 日）

健康かごしま２１北薩地域推進協議会の下部組織として連絡会を設置し，担当者レベルで顔の見える関係づくりの場とし具体的な地域展開を図る目的で開催したところ，地域の健康課題を共有のうえ協議会決定事項について熱心に協議いただきました。連絡会を機に，参加企業連携による地域住民向けの健康教室が開催される等，所期の目的である北薩地域における健康づくり気運の醸成に繋がり実効性の高い会議体でした。

管内重点取組「働き盛り世代の健康健康意識の向上」課題解決に向けた取組
モニタリング指標

目標項目・指標・県現状値・県目標値は県計画から抜粋

No.	目標項目	指標	県			北薩地域				目標値設定の考え方
			対象	現状値	目標値	対象	現状値	目標値	方法	
1	健康経営の推進	健康経営優良法人認定＊制度における認定法人数 ＊認定 日本健康会議	県内企業等	212法人	600法人	県内企業等	25法人	70法人	協会けんぽHP	県目標値の増加率を基に設定
2		健康宣言＊法人数 ＊協会けんぽが行う「かごしま健康企業宣言事業」	県内企業等	875法人	2500法人	県内企業等	117法人	334法人	協会けんぽHP	県目標値の増加率を基に設定
3	職場の健康づくりに関する取り組み，自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	職場の健康づくり賛同事業所の数	事業所等	341事業所	500事業所	事業所等	37事業所	55事業所	県HP	県目標値の増加率を基に設定
4	朝食欠食の減少	朝食を抜くことが週３日以上ある者の割合	40歳～74歳女性	16.3% (R2年度)	－	40歳～74歳女性	15.3% (R2年度)	15%	NDBオープンデータ	県と同様の目標値を設定
5	運動習慣者の増加	運動習慣者（1日30分以上の運動を週2回以上実施し，1年以上継続している者）の割合	20歳～64歳男性	17.30%	30%	40歳～64歳男性	24.35% (R2年度)	30%	NDBオープンデータ	県と同様の目標値を設定
6			20歳～64歳女性	9.50%	30%	40歳～64歳女性	15.97% (R2年度)	30%	NDBオープンデータ	県と同様の目標値を設定
7	睡眠で休養がとれている者の増加	睡眠で休養がとれている者の割合	20歳以上	82.40%	90%	40歳～74歳女性	70.14% (R2年度)	90%	NDBオープンデータ	県と同様の目標値を設定
8	女性の健康づくりを支援する医療機関等の増加	女性にやさしい医療機関の数		71機関	100機関	病院・診療所（歯科を含む）	1機関	11機関	県HP	１年間で１医療機関増加
9		女性にやさしい薬局の数		158薬局	220薬局	薬局	17機関	27機関	県HP	1年間で１薬局増加
10		女性の健康づくり協力店の数		75店舗	100店舗	協力店	10店舗	20店舗	県HP	１年間で１店舗増加

(3) 健康かごしま 21 普及推進会議～日本健康会議 in 鹿児島～（新）(11 月 27 日)

鹿児島県庁で開催された「健康かごしま 21 普及推進会議～日本健康会議 in 鹿児島～」において，管内の職場の健康づくり賛同モデル事業所（マルイ運輸株式会社）が事例発表をしました。

(4) メタボリックシンドローム予防対策事業

10 月を**「かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間」**とし，県・市町・健康関連団体・健康づくり協力事業者が協働で，健康づくりに関する普及啓発を集中的・一体的に実施しました。

① **健康づくり協力店協賛企画（割引・特典）…北薩地域の協賛店４ヶ所**

港の直売 HARVEST（阿久根市），鶴丸会館（出水市），Kitcafe（薩摩川内市），Joe`sCafe&Bar（薩摩川内市）

② **職場の健康づくり賛同事業所の取組推進　…北薩地域の取組事業所６ヶ所**

阿久根市商工会議所（阿久根市），阿久根市者会福祉協議会（阿久根市），出水税務署（出水市），西日本興業株式会社(薩摩川内市)，鹿児島障害者職業能力開発校（薩摩川内市），さつま町者会福祉協議会（さつま町）

③　北薩地域振興局の取組

健康づくり協力店や健康関連団体，企業・事業所を訪問し，健康づくりの働きかけを行いました。また，川薩保健所掲示板に「かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間コーナー」を設け健康づくり協力店や職場の健康づくり賛同事業所に関する情報を発信するほか，県作成動画「野菜をあと一皿，健康な毎日を」の利活用を関係機関・団体に周知しました。

〈成果〉

1　職場の健康づくり賛同事業所の増（新規申込み５事業所）
2　たばこの煙のないお店の増（新規申込み 15 飲食店）
3　登録事業所の所在等確認（休業確認 1 飲食店）
4　受動喫煙対策に関する助言・指導（2 ヶ所）
5　協力事業者とのコミュニケーション

(5) 健康づくりを支援する社会環境整備事業

①　受動喫煙防止の環境整備～受動喫煙対策に取り組む飲食店の登録制度～

受動喫煙対策支援員を配置し，受動喫煙対策に取り組む飲食店や喫茶店を**「たばこの煙のないお店」**として登録しています。また，地元 FM，商工会議所会報，市町広報誌等での制度周知ほか出前講座を開設し啓発を図っています。

登録店舗数（令和7年1月1日現在）

北薩地域振興局（年次推移）	３年度	４年度	５年度	６年度
	113	138	178	206

阿久根市	出水市	薩摩川内市	さつま町	長島町
27	34	106	30	9

②　食の環境整備

栄養成分の表示やヘルシーオーダーへの対応等を実施する飲食店や総菜店を**「かごしま食の健康応援店」**として登録しています。また，ヘルシーメニュー開発を希望する飲食店等への技術的支援を行っています。

登録店舗数（令和7年1月1日現在）

北薩地域振興局（年次推移）	３年度	４年度	５年度	６年度
	82	85	83	89

阿久根市	出水市	薩摩川内市	さつま町	長島町
15	24	31	16	3

③　職場ぐるみの健康づくり支援

職場ぐるみで健康づくりに取り組む事業所を**「職場の健康づくり賛同事業所」**として登録し，特に積極的に取り組む事業所をモデル事業所に指定しています。また，職場の健康づくり情報紙**「健康かごしま２１通信」**を配信し，職域における健康づくりを促進しています。

また，今年度は北薩地域振興局総務企画部と連携を図り，地域企業振興監・地域企業支援官の企業訪問に併せ賛同事業所の登録拡大に取り組みました。

登録事業所数（令和7年1月1日現在）＊()はモデル事業所数(再掲)

北薩地域振興局（年次推移）	３年度	４年度	５年度	６年度
	23 (2)	30 (3)	35 (3)	44 (6)

阿久根市	出水市	薩摩川内市	さつま町	長島町
5	11 (1)	21 (5)	5	2

エ　感染症と危機管理について

川薩地域感染症危機管理対策協議会設置要綱

（設置）
第１条　新型インフルエンザ等の感染症に関する健康危機事象（以下「健康危機事象」という。）が発生した場合，又は発生のおそれがある場合に，感染の拡大防止対策等について関係機関が協議し，連携していくことを目的として，川薩地域感染症危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項等）
第２条　協議会は，次に掲げる事項を協議する。
(1)　川薩地域における感染拡大防止対策
(2)　医療提供体制の確保対策
(3)　住民生活の安定，社会機能の維持を図るための対策
(4)　健康危機事象の発生によって派生する諸問題についての対策
(5)　その他健康危機事象対策を進めていく上で必要な事項

（委員）
第３条　協議会は，別紙に掲げる機関・団体の代表者又は機関・団体から推薦された委員をもって構成する。

（任期）
第４条　協議会の委員の任期は，３年以内とする。ただし，再任を妨げない。
２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長）
第５条　協議会に会長を置き，川薩保健所長をもって充てる。
２　会長は，協議会の会務を総理する。
３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ定めた委員が，その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会は，必要に応じて会長が招集する。
２　会長は，会議の議長となり，議事を整理する。

（代理出席等）
第７条　会長は，必要があると認めるときは，委員の代理者を出席させることができる。
２　会長は，必要に応じて関係者を出席させ，関係事項について説明させ，又は意見を述べさせることができる。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は，北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか，協議会について必要な事項は会長が定める。

附　則
この要綱は，平成２６年６月１２日から施行する。

（別紙）

川薩地域感染症危機管理対策協議会委員

所　　属
公益社団法人　川内市医師会
公益社団法人　薩摩郡医師会
薩摩川内市歯科医師会
薩摩郡歯科医師会
川内薬剤師会
薩摩郡薬剤師会
川内市医師会立市民病院
済生会川内病院
薩摩郡医師会病院
薩摩川内市
薩摩川内市教育委員会
薩摩川内市消防局
さつま町
さつま町教育委員会
さつま町消防本部
北薩地域振興局総務企画部
北薩教育事務所
川薩保健所（会長）

出水地域感染症危機管理対策協議会設置要綱

（設置目的）

第１条　新型インフルエンザなど新興感染症等に関する健康危機事象が発生した場合，又は発生の恐れがある場合に，感染の拡大防止対策等について関係機関が協議し，連携していくことを目的として，出水地域感染症危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は次に掲げる事項について協議する。

（１）出水地域における感染防止及び感染拡大防止対策

（２）医療提供体制の確保

（３）関係機関の連携・連絡体制

（４）その他対策の推進に必要な事項

（委員）

第３条　協議会委員は，別紙に掲げる機関・団体の代表者又は機関・団体から推薦された委員をもって構成する。

（任期）

第４条　協議会の委員の任期は，３年以内とする。ただし，再任を妨げない。

２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会に会長を置く。

２　会長は出水保健所長をもって充てる。

３　会長に事故等があるとき又は欠けたときは，あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は，必要に応じて会長が招集する。

２　会長は，会議の議長となり，議事を整理する。

３　会長は，会議の協議内容により委員の参集範囲を決定することができる。

（代理出席等）

第７条　会長が必要であると認める場合には，委員の代理者を出席させることができる。

２　会長は，必要と認める者を出席させ，説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は，北薩地域振興局保健福祉環境部出水支所において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は，平成 26 年６月 20 日から施行する。

２　この要綱は，令和６年 11 月 13 日から施行する。

（別紙）

出水地域感染症危機管理対策協議会　所属機関・団体

	所属機関・団体名
1	出水郡医師会
2	出水郡歯科医師会
3	出水郡薬剤師会
4	出水総合医療センター （第２種感染症指定医療機関）
5	社団法人出水郡医師会広域医療センター （新型インフルエンザ協力医療機関）
6	阿久根市
7	阿久根地区消防組合
8	出水市
9	出水市消防本部
10	長島町
11	出水保健所（会長）

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応

【事業の目的】

・ 養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザ発生時に，地域住民の健康不安の解消に努めるとともに，周辺住民の健康状況を把握し，鶏からヒトへの感染を防止する。

・ 併せて，養鶏農場における濃厚接触者及び鶏の殺処分等に従事する防疫措置従事者の健康管理等を実施し，感染防止対策に資する。

＜事業の内容＞

県庁保健福祉部作成の「鶏舎内等での高病原性鳥インフルエンザ等発生時の対応マニュアル」に基づき，健康調査等の体制及び班員を組織し対応する。

○ 養鶏農場における濃厚接触者及び周辺住民の健康状況の把握及び疫学調査

・ 相談窓口の設置及び住民への広報

・ 養鶏農場における濃厚接触者への対応

・ 周辺住民の健康状況の把握

○ 防疫作業従事者等の健康調査等

・ けがや気分不良時の対応

・ 作業後の健康調査

・ 防疫作業従事者の「体温記録用紙」による10日間の健康チェック

・ 防護服が破損するなど防疫作業中に感染を懸念する状況があった場合や作業後具合が悪くなった場合等の，保健所長による診察（オンライン診察を含む）

・ 必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

○ 防疫措置従事者等の防護服の着脱指導等

・ 仮設基地の感染予防対策（感染症担当）

・ 防疫措置従事者の防護服の着脱・消毒指導等（PPE指導員）

＜発生状況＞

令和4年度	13例（**出水市：9例，阿久根市：2例**，鹿屋市：1例，南九州市：1例）
令和5年度	2例（**出水市：1例**，南さつま市：1例）
令和6年度	3例（**出水市：1例**，霧島市：2例）

（令和7年1月末現在）